

公職選挙法の一部改正により

従前の不在者投票制度が大幅に簡素化され、投票しやすくなりました！

7月に執行予定の参議院議員通常選挙より従来の不在者投票を改め、選挙期日前においても選挙期日同様、投票を行なうことができる「期日前投票制度」に移行し、投票がしやすくなります。

また、郵便等による不在者投票についても、その対象者が拡大されるとともに、「代理記載制度」が新たに創設されました。

期日前投票とは？

選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行なうことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組みです。

したがって、投票用紙を内封筒および外封筒に入れ、外封筒に署名するという手続が不要となるので、投票がしやすくなります。

●対象となる投票

従来の不在者投票のうち市役所4階で行う投票が対象となります。（病院・老人ホーム等で実施する投票は従来の不在者投票となります）

●投票できる期間と時間

選挙期日の告示（公示）日の翌日から選挙期日の前日まで。原則として午前8時30分～午後8時まで（土、日、祝日含む）

●投票できる人

選挙の当日、仕事や旅行、レジャーや冠婚葬祭などで投票所に行けないと見込まれる人（現行の不在者投票事由に該当する人）です。

●投票する場所

従来、不在者投票を実施していましたが、市役所4階401A会議室へ設ける予定です。

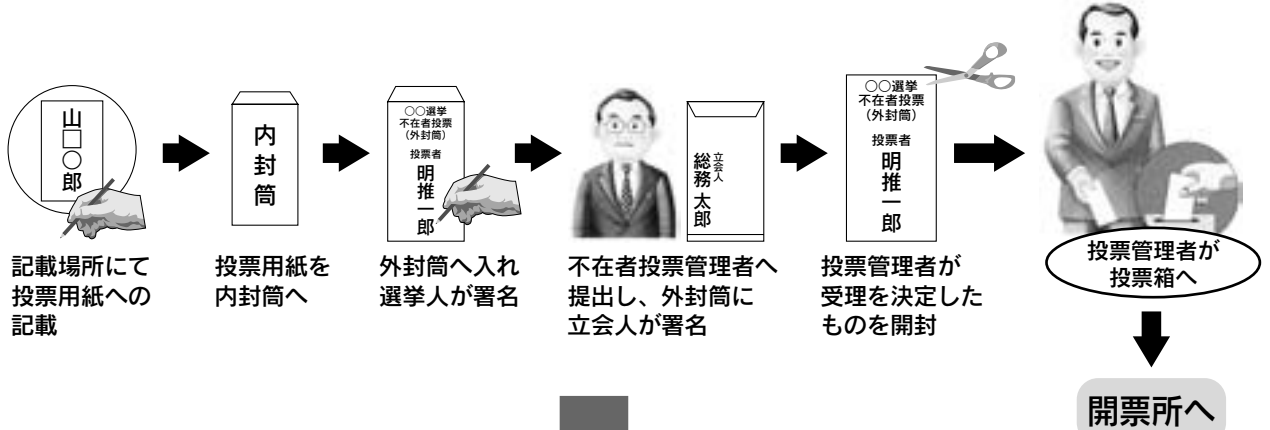
●投票の手続

選挙当日の投票所における投票手続とほぼ同じです。

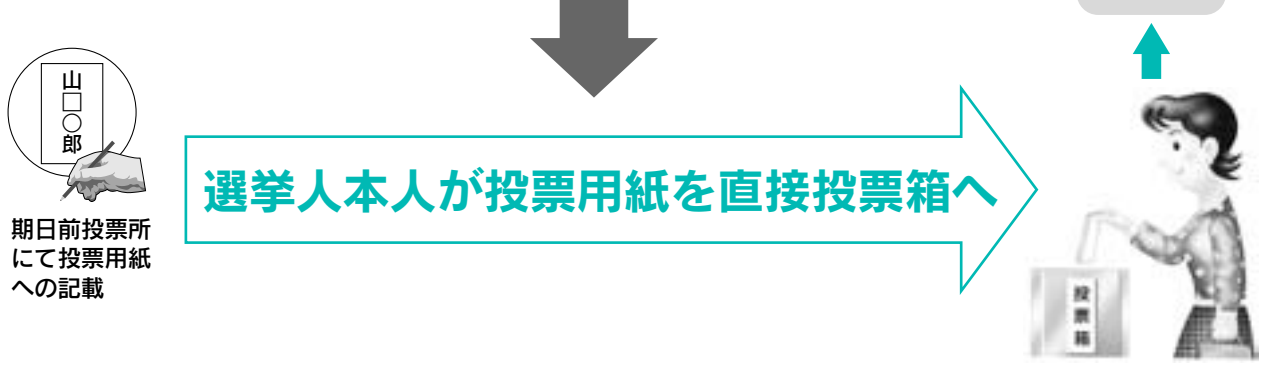
（なお、不在者投票と同様、宣誓書の提出を必要とします）

手続が簡素化され、投票がスムーズになります！

従来の不在者投票



期日前投票



◇お問い合わせは…

選挙管理委員会事務局

☎23-4811（内線1481）

もしくは岡谷市ホームページ「選挙」をご覧ください

郵便投票制度とは？

●郵便による不在者投票

(在宅投票)

身体に重い障害があつて投票に行けない人が、郵送で投票する制度です。身体障害者手帳や戦傷病者手帳が交付されている人で、下記の表に該当する方。

また法改正により対象者が拡大され、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である者として記載されている方が、新たに郵便等による不在者投票をすることが出来ます。

岡谷市選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅などで記入し、岡谷市選挙管理委員会に郵送します。

●郵便投票における

代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることが出来る選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の①または②に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

①身体障害者福祉法上の身体障害

戦傷病者手帳	
両下肢	特別項症～第2項症
体幹	
心臓機能障害	特別項症～第3項症
じん臓機能障害	
呼吸器機能障害	
ぼうこうまたは直腸の機能障害	
小腸機能障害	

身体障害者手帳	
両下肢	1級か2級
体幹	
移動機能	
心臓機能障害	1級か3級
じん臓機能障害	
呼吸器機能障害	
ぼうこうまたは直腸の機能障害	
小腸機能障害	

者で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害程度が1級である者として記載されている者

②戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者

第3回 市議会臨時会 開催

第3回岡谷市議会臨時会が、5月19日(水)に開催されました。

この議会では、議会運営委員会の選任、専決処分の承認、条例改正、補正予算の審議などが行われました。主な内容をお知らせします。

◆専決処分の承認◆

▽地方税法等の改正に伴い、「岡谷市市税条例」「岡谷市都市計画税条例」「岡谷市国民健康保険税条例」のそれぞれ一部改正したことを承認しました。

▽平成15年度一般会計で、ふるさとまちづくり基金等指定寄付金等を積み立てるため153万円を追加し、総額24億5054万9千円としたことを承認しました。

◆条例改正◆

▽岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例を日本育英会が独立行政法人日本学生支援機構に整理、統合されたことに伴い一部改正することを決めました。

▽岡谷市消防団員等公務災害補償条例を非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、一部改正することを決めました。

◆補正予算◆

▽平成16年度一般会計で、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金引き上げに伴い、54万3千円を追加し、総額23億1554万3千円とすることを決めました。

◆議会内人事(敬称略)◆

◎常任委員会

◎総務委員会(7人)

委員長 横内東洋雄

副委員長 横内 正

委員 小林紘一 田中 肇

今井秀実 轟 敏 横内敏子

◎社会委員会(8人)

委員長 武居 光宏

副委員長 宮下奈美恵

委員 征矢 久 中島信一

林 豊 笠原征三郎

上野安規光 渡辺太郎

◎経済建設委員会(7人)

委員長 杉村 修一

副委員長 花岡健一郎

委員 齊藤美恵子 武居永作

三沢一友 清水随豊 降旗 清

◎議会運営委員会(9人)

委員長 高林 紘一

副委員長 武居 永作

委員 横内東洋雄 杉村修一

田中 肇 武居光宏 三沢一友

笠原征三郎 渡辺太郎

市議会の会議録は、岡谷市議会ホームページからご覧いただけます。

市民税担当

☎ 23-4811

内線 1125

FAX 22-4146

くらしと市税 2004

市 民 税



みんなの 市民税

市・県民税は、住みよい
豊かな街づくりの
ための会費です

市・県民税は、市や県などの身近な行政サービスの費用を、所得額に応じて負担するとともに、広くみんなで負担するという考え方によって、所得金額に応じて負担する所得割と、ある程度以上の所得のある人が均等の額を負担する均等割からなっています。個人だけでなく、法人にも課税されます。なお、市民税と県民税は一緒に納めていただき、そのうち県民税は市を通じて県に納付されます。

昨年の所得をもとに、 今年1月1日現在の 住所地で課税されます

昨年、岡谷市に転入された方は、6月からは岡谷市に市・県民税を納めていただきます。今年に入って転入した(する)方は、転入前の市町村に納めます。また、昨年中に退職して現在は収入がなくても、昨年一年間の所得金額によっては、市・県民税を納めていただくことがあります。

ただし、市内に住所がなくても事務所・事業所あるいは家屋があるという方の場合は、均等割のみ納めていただきます。

一般的な税額の計算方法

所得割額 課税所得金額 (前年中の所得金額-所得控除額) × 税率 - 税額控除
(税率表) …岡谷市は、標準税率を適用しています。

区 分	市 民 税		県 民 税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
課税所得の段階				
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円超~700万円	8%	10万円		
700万円超	10%	24万円	3%	7万円

+

均等割額

市 民 税	3,000円	県 民 税	1,000円
-------	--------	-------	--------

納める方法は 2種類あります

普通徴収 …1年分の税額を6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて口座振替または納税通知書により、各月末までにそれぞれのみなさんに納めていただく方法です。

特別徴収 …1年分の税額を12回に分けて各月の給与等から天引きし、特別徴収義務者(事業所)を通じて市に納めていただく方法です。

& Q A

所得税 と 市・県民税



Q 給料の明細書を見たら、市・県民税の方が所得税より多く天引きされていました。一般的に市・県民税の方が所得税より負担が少ないと聞いていますが、なぜでしょうか。

A 所得税は、その月の支払額に応じて源泉徴収され、年末に清算（年末調整）されることになっていることから、通常月は少なくともボーナス時には多くなります。一方、市・県民税は前年の所得をもとに計算された税額を12か月に分割しているため、毎月ほぼ一定額が天引きされます。1年間の税額合計では、市・県民税の方が所得税より負担が少なくなっている方が大半です。

Q わたしは給与所得以外に、昨年、生命保険の満期保険金を受け取りました。必要経費（今までの掛金）を引き計算すると、一時所得としては10万円で、給与以外の所得が20万円以下なら確定申告不要とのことなので、特に申告をしていません。市・県民税についてはどうなりますか。

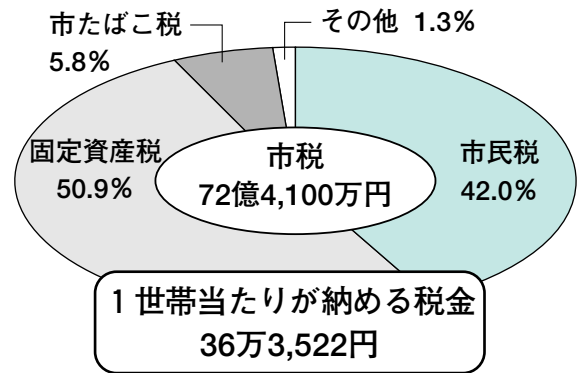
A この場合、市・県民税の申告が必要です。所得税は、所得が発生した時点で源泉徴収されるという制度になっていますが、市・県民税にはこのような制度はなく、昨年の所得すべてを合算して計算することになっているからです。申告期間は過ぎていますが、お早めに市役所税務課にご相談ください。

市税は 重要な財源です

平成16年度一般会計予算は、233億1500万円です。そのうち市税は72億4100万円で、歳入総額の約31・1%を占め、最も重要な財源となっています。

また、市税の主なものは、市民税が30億4181万円、固定資産税（都市計画税含む）が36億8282万円となっており、この2税で約92・9%を占めています。

〔市税の内訳〕



市町村民税と県民税の均等割の合計額について、従来は人口規模により3000円から4000円の間で段階的に決められていましたが、全国的に4000円に統一されました。

平成16年度分課税 での主な改正点



今月の税金の納期は、

▽市県民税（第1期）

納期限 **6月30日(水)まで**

市税等納税カレンダー

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税(普徴)				1期		2期		3期 (11/1)			4期		
固定資産税		1期			2期 (8/2)					3期 (12/27)		4期	
軽自動車税			全期										
国民健康保険税				1期 (8/2)	2期	3期	4期 (11/1)	5期	6期 (12/27)	7期	8期		

※日付の記入のない期の納期限は、各月の末日